

徳島労働局発表
令和7年11月26日

【照会先】

徳島労働局労働基準部賃金室
室長 渡辺 孝行
室長補佐 吉成 洋美
電話：088(652)9165

「徳島県最低賃金大学周知キャラバン」

～徳島労働局が県内の各大学へ最低賃金周知の協力要請を行います～

徳島労働局（局長 亀井 崇）では、令和8年1月1日の徳島県最低賃金の改正・発効を前に、県内の各大学を訪問し、周知について協力要請を行うこととしています（徳島県最低賃金大学周知キャラバン）。

徳島県最低賃金が令和8年1月1日から1,046円に改正されます。

大学生の中には、年末から年始にかけてアルバイト等で最低賃金額付近の賃金で働く方もいらっしゃると考えることから、施行日を目前に控えた12月15日（月）から同月19日（金）にかけて、県内の各大学（徳島大学、鳴門教育大学、徳島文理大学、四国大学）を訪問し、大学生への最低賃金周知の協力要請を行うこととしております。

このうち、12月18日（木）に実施する徳島文理大学への要請については、同大学のご協力のもと、報道機関に公開で行います。

詳細は、【別添1】の実施要領をご覧いただき、お申し込みください。

【別添2・3】添付資料

- ・最低賃金リーフレット
- ・確かめよう労働条件リーフレット